

# 健保ニュース

第 263 号 2025 年 12 月 2 日

(ご家庭に持ち帰ってみんなで読みましょう)

オークマ健康保険組合

愛知県丹羽郡大口町下小口 5-25-1

TEL 0587-95-0913

FAX 0587-94-3570

<https://www.okuma-kenpo.or.jp>



## 2025年12月2日以降、「健康保険証」は利用できません！ 『マイナ保険証』の利用をお願いします！

2025 年 12 月 2 日から「健康保険証」は利用できなくなり、原則『マイナ保険証』で受診いただくことになります。（マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書で受診）

『マイナ保険証』は、マイナンバーカードに保険証機能を紐づけたもので、すでに『マイナ保険証』を利用されている方は、その利便性を実感されていると思います。

『マイナ保険証』の利用登録がお済みでない方は、今からでも登録を！

### 【マイナンバーカード】どんないいことがあるの！？



←詳しくは  
こちらから!!

#### ☑ 身分証明書として使える！

無料で取得できる身分証明書！

金融機関での口座開設や

パスポート申請にも使えます！



#### ☑ コンビニで各種証明書が取得可能！

コンビニ内のマルチコピー機で  
毎日 6:30～23:00 に取得可能！



##### 【取得できる証明書】

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・戸籍証明書
- ・各種税証明書 等

#### ☑ 確定申告がオンラインでできる！

税務署に出向くことなく、

スマホもしくはパソコンで

24 時間申請可能！



ふるさと納税のワンストップ  
特例制度の手続きも簡単に！



#### ☑ 行政手続きがオンラインでできる！

マイナポータルへのログインを  
はじめ、お住いの自治体の各種  
行政手続きのオンライン申請に  
利用できます！ 詳細はこちら→

### 【マイナ保険証】どんないいことがあるの！？



←詳しくは  
こちらから!!

#### ☑ 保険証としてずっと使える！

就職や引っ越しなどで加入している  
健康保険が変わっても  
切れ目なくずっと使えます。

特に被扶養者の方には便利！

（届出は必要です）



#### ☑ より良い医療が受けられる！

あなたが同意すれば、過去の  
健診結果や薬剤情報を医師と  
共有でき、より多くの正確な  
情報に基づいた診断や医療が  
受けられます！



#### ☑ 窓口での限度額以上の 医療費の支払いが不要に！

限度額適用認定証がなくても  
高額療養費制度の限度額を  
超える支払いが不要に！



#### ☑ 確定申告の医療費控除の 手続きがカンタンに！

マイナポータルで医療費情報を  
取得できるため、確定申告の  
手続きがカンタンに！



## 「マイナ保険証」の申請方法！



申請は簡単だよ！

### STEP1 まずは、マイナンバーカードを取得！（すでにお持ちの方は STEP2 へ）

#### 申請

※以下から選択



1 スマホから  
オンライン申請



2 パソコンから  
オンライン申請



3 証明写真機  
から



郵送

#### 受け取り

- ①ハガキが届く
- ②受け取りにいく



#### 詳しくはこちら



マイナンバーカード  
総合サイト

### STEP2 次に、マイナ保険証の利用申請！

#### スマホから

下記3つを準備

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカード読み取対応のスマホ
- ③アプリ「マイナポータル」のインストール

マイナポータル

- STEP1 「マイナポータル」を起動する。
- STEP2 「申し込む」をタップする。
- STEP3 利用規約等に同意する。
- STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



↑ iPhone の方



↑ Android の方

#### セブン銀行ATMで

- 必要なものは  
マイナンバーカード  
のみ！

ATM 画面

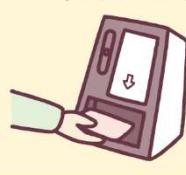
マイナンバーカード  
での手続き



健康保険証  
利用の申込み

#### 医療機関で

- 医療機関・薬局  
の顔認証付き  
カードリーダーか  
ら申し込みます



## 【もっと便利に!?】 スマホにマイナ保険証！

2025年9月からマイナ保険証がスマホでも使えるようになりました。  
スマホにマイナンバーカード（マイナ保険証）を登録することで、スマホ  
ひとつで医療機関を受診できるようになります。



iPhone の設定  
方法はこちら↑



Android の設定  
方法はこちら↑



スマホのマイナ保険証利用に  
ついてもっと知りたい方は↑



対象の医療機関の  
検索はこちら↑



スマホでも、カードでも  
マイナ保険証で受付

上のステッカーが受付に  
掲示されている医療機関  
が対象です！



### マイナンバーカードと電子証明書の有効期限にご注意！



マイナンバーカードや、マイナ保険証で利用する電子証明書には有効期限があり、  
更新手続きをしないと、マイナンバーカードやマイナ保険証が利用できなくなります。

有効期限の2~3か月前に、ご自宅に「有効期限通知書」が届きますので、必ず  
更新手続きをお願いします。

詳細はこちら↑  
(デジタル庁 HP)

マイナンバーカード	発行から10回目の誕生日まで（未成年者は発行から5回目の誕生日まで） ※有効期限はマイナンバーカードの表面に印字されています
電子証明書	年齢に関わらず発行から5回目の誕生日まで ※有効期限はマイナンバーカードの表面に印字またはマイナポータルで確認可能

# 2026年5月給与から 健康保険料・介護保険料と併せて 「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります



子ども未来戦略「加速化プラン」の取り組みとして、2026年4月から『子ども・子育て支援金制度』が始まります。この制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

この制度に基づき、2026年5月給与から健康保険料・介護保険料と併せて「子ども・子育て支援金」を徴収させていただくことになりました。

「子ども・子育て支援金」は、介護保険料と同様、健保組合が徴収して国に納付するもので、当健保組合の保健事業等に使用するものではありません。

Q1. 子ども未来戦略「加速化プラン」って何？

【Q&A：子ども家庭庁資料より】

- ・子ども未来戦略とは、子ども・子育て政策を抜本的に強化し、次元の異なる少子化対策を実現するために政府が2023年12月に閣議決定した戦略です。
- ・子ども未来戦略では、2024年度からの3年間で集中的に実施する施策を「加速化プラン」として位置づけており、その各種施策の財源の一つが「子ども・子育て支援金制度」です。



Q2. 「子ども・子育て支援金制度」って何？

- ・「子ども・子育て支援金制度」とは、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。
- ・支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は次ページをご覧ください。

Q3. いつから始まるの？ いくらくらい徴収されるの？



- ・「子ども・子育て支援金制度」は2026年4月から始まります。2026年4月分の支援金を2026年5月給与から徴収、以降も毎月の給与及び賞与から徴収させていただきます。
- ・標準報酬月額<sup>(注)</sup>及び賞与額に「支援金率」を乗じた額を労使折半\*で徴収します。2026年度の支援金率は現時点で0.2%程度の見込みで、段階的に引き上げられ、2028年度時点で0.4%程度になることが想定されています。
- 2026年度の支援金率は、2026年3月頃に決まる予定です。

例) 標準報酬月額が41万円、支援金率が0.2%の場合、被保険者から410円/月、事業主から410円/月徴収となります。  
※ 任意継続の方は事業主負担がありませんので全額自己負担となります

(注) 標準報酬月額：給料を一定の幅で区分した金額で、健康・厚生年金保険料の計算基準となるもの

Q4. なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？



- ・子育て支援は、子どもたちが健やかに成長していくためのものであり、その子どもたちは将来大人になりこの社会を支える担い手となるため、子育て支援は全ての方にとってメリットがあります。
- ・そのため、独身者や高齢者も含む全世代や企業の皆様から拠出いただくこととしています。

## 児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

支給対象	児童手当(月額)		
0歳～3歳未満	1.5万円	第3子以降	1.5万円
3歳～小学生	1万円		
中学生	1万円		

支給対象	児童手当(月額)		
0歳～3歳未満	1.5万円	第3子以降	3万円
3歳～小学生	1万円		
中学生	1万円		
高校生	1万円		

※令和6年10月分から拡充

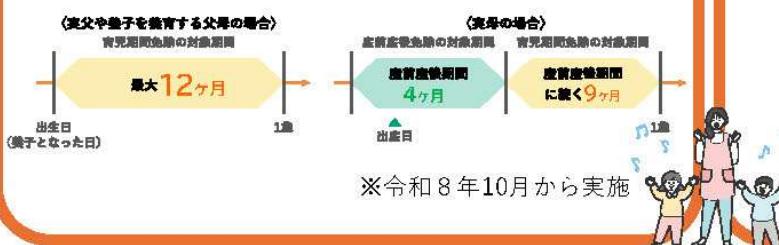
## 育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、  
子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、  
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

## 育児期間中の 国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、  
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



## 妊婦のための支援給付

### 「伴走型相談支援」

の面談と合わせて、

- ・妊娠届出時に5万円

- ・妊娠後期以降に

妊娠している

子どもの数×5万円

を支給します。

1ヶ月  
妊娠を届け出たとき

2ヶ月  
妊娠後期

3ヶ月  
産後  
まもない時間

その後  
も継続的に  
支援

妊娠  
届出時  
5万円

妊娠している  
子どもの数  
×5万円

※令和7年度から制度化

## 出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、  
子の出生直後の一定期間内に  
両親ともに14日以上の育児休業を取った場合、  
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。

### 育児休業給付



※令和7年度から実施

## こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、  
保育所等に通っていない0歳6ヶ月から  
満3歳未満の子どもが  
時間単位等で柔軟に利用できる制度です。  
(子ども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP  
(概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ

